

～新型コロナウイルスにより、影響を受けられた畜産農家の皆様へ（お知らせ）～

◇新型コロナウイルス感染症対策のための経営継続に向けた新たな補助金

経営継続補助金（資料1参照）

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

既に新型コロナウイルスの影響を受けている、又は今後影響が見込まれる農林漁業者が影響を乗り越えるための様々な取組が支援対象です。

◇金融支援策

農林漁業セーフティネット資金（資料2参照）

自然災害や、社会的・経済的環境変化等の一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

畜産特別資金（資料3参照）

負債の償還が困難な大家畜及び養豚経営に対し、長期・低利の貸換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図ります。

※各事業の詳細、問い合わせ先は別添資料を参照ください。

経営継続補助金

○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者 **農林漁業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受けることが必要です。

○補助上限額

・単独申請	150万円
・グループ（共同）申請	1,500万円

<補助の対象となる経費>

（単独申請の例）

① 経営継続に関する 取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**
補助上限額 **100万円**

② 感染拡大防止 の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**
補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



農薬散布用ドローン



野菜苗移植機



発情発見装置



果実等自動選別機



漁船用高機能無線機

「支援機関」が農林漁業者の申請や事業の実施をサポートします。

「支援機関」に指定される予定の機関

- 農協・農業協同組合連合会
- 森林組合・森林組合連合会
- 漁協・漁業協同組合連合会
- 農業経営相談所
- 6次産業化サポートセンター

＜スケジュール＞

- ★ 申請開始 6月29日
- ★ 一次受付締切 7月29日
- ★ 採択通知 8～9月頃 (予定)
- ★ 実績報告期限 R3年1月末

＜問い合わせ先＞

- ・最寄りの農協、各市町村、農務事務所、家畜保健衛生所など

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上(法人にあっては 1,000 万円以上)であるもの)
- ③ 認定新規就農者(※2)
- ④ 集落営農組織
 - (※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
 - (※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

実質無担保化

(1) 資金の用途

※民間金融機関からの融資を受け易くするための劣後ローンを含む

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(CSF、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等(新型コロナウイルス、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金

(※) 売上の減少(前期比 10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、新型コロナウイルス感染症の影響、農林水産物価格の低下、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600 万

借入限度額の引上げ：・年間経営費の 12/12 又は粗収益の 12/12
・ 1,200 万円

- (3) 借入金利：0.16% (令和 2 年 5 月 18 日現在)

⇒ 貸付当初 5 年間実質無利子

- (4) 償還期限：10 年以内(うち据置期間 3 年以内)

⇒ 償還期限の延長：15 年以内

3. 取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい(災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります)。

5. 問い合わせ先

- ㈱日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール TEL:0120-154-505)
- 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

畜産特別資金の概要

1 事業の目的

負債の償還が困難な大家畜及び養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

2 事業の内容

負債の償還が困難な畜産経営に対し、以下の支援を実施。

(1) 経営継続・償還能力の向上を図るための経営改善指導

中央・県支援協議会による指導、借受者の経営状況の調査、把握に基づく経営改善指導

(2) 大家畜・養豚特別支援資金

(償還負担を軽減するための長期・低利の借換資金融通)

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通するとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

・貸付条件（利率は令和2年5月18日現在）

		経営改善資金			経営継承資金
		一般	特認	残高借換	
償還期限	大家畜	15年以内	25年以内		
	養豚	7年以内	15年以内		
うち据置期間		3年以内	5年以内		
貸付利率		0.20%以内			

注：残高借換を行うことができるのは令和4年度のみ。

・融資枠（平成30～令和4年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）

- ①令和2年度の通常の貸付日（5，7，11月末）に加えて、当面の間毎月末を貸付け日として設定。
- ②平成29年度以前に借り入れた畜特資金で、償還期限・据置期間を要綱上の上限に設定している場合、1年間の償還期限の延長等可能。

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 (公社)中央畜産会

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4893
担当者：加茂前、吉村